

第 19 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月13日（金）午後2時から午後2時34分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（13人）

会 長	14番	前 川 正 人			
委 員	1番	丹 野 義 基	2番	佐 畑 幸 一	
	3番	伊 東 登	5番	唯 野 哲 夫	
	6番	坂 本 雄 司	7番	後 藤 義 昭	
	8番	三 國 実 加	9番	小 島 良 金	
	10番	佐 藤 雄 一	11番	武 島 竜 太	
	12番	中和田 吉 彦	13番	目 黒 正 一	

4. 欠席した農業委員（0人）

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志 賀 謙 寿
事務局次長兼農業振興係長	渡 部 賢 治
事務局農地係長	橋 本 庸 介

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和4年度第9号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第19回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
第19回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。
お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。12月23日、金
曜日、委員研修会を開催いたしました。その際に、今回の総会に
係る議案を配布させていただいております。1月6日、金曜日、本
日の総会に向けて、現地調査を実施しております。報告は、以上で
ございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。12番中和田
吉彦委員、13番目黒正一委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、
本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項について
を議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告につ
いて、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて、(4)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明
を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、4件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は、1年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。提出された工事の完了報告については、計画通り工事が行われているかどうか、現地調査にて確認を実施しているものです。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、2件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により農地を取得した際には、農業委員会へ届出なければならないとされております。今回の届出については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

続いて、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、2件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由については、いずれも耕作者都合のためとなっております。

最後に、(4) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。報告は、以上となります。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る12月25日に、譲受人の自宅を訪問し、本人から聞き取り調査を行いました。また、去る1月6日には、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行ってきました。調査結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、昨年12月の総会にて、非農地判断の議決により、不耕作がないことを確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。許可基準第2号については、個人であるため、該当しません。許可基準第3号については、議案書に記載のとおり非該当です。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、今までも借りて耕作していたので、これからも、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長

次に、番号2番について、担当委員举手願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る12月27日に、地区担当の推進委員とともに、申請人の自宅を訪問し、本人及び配偶者から聞き取り調査を行いました。また、去る1月6日には、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の

農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号であります。議案書に記載のとおりであり、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、駐車場・通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、車庫・回転広場・通路用地・宅地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上になります。

議 長

続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員举手をお願いします。3番伊東登委員をお願いします。

3 番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件と2番案件を報告します。去る1月6日に、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。

初めに1番案件について。申請人の住所、氏名、申請地の所在や、転用後の用途については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が概ね50メートル以内の間隔で、約50戸の家屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地に該当します。したがって、許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しま

した。

次に、2 番案件について報告します。申請人の住所、氏名、申請地の所在や、転用後の用途については、議案書に記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、周辺が概ね 50 メートル以内の間隔で、約 50 戸の家屋等がありますので、第 3 種農地の市街地内農地に該当します。したがって、許可基準第 2 号は、第 2 種農地でないため、該当しません。続いて、許可基準第 4 号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号農地法第 4 の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1 番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで

す。権利の取得者が、一般住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（35年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、土地改良区の意見書を添付しております。⑥併用地の有無については、譲渡人所有の山林がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、個人住宅拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲受人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、宅地・進入路拡張用地・駐車場・通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員お願いします。

2 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番案件について報告します。去る1月6日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。

初めに、1番案件について報告します。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許

可基準第2号は、第2種農地でないため非該当です。よって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、2番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

最後に、3番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。1番丹野義基委員をお願いします。

1 番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番を報告します。去る1月6日に、申請地の現況を、2番委員、3番委員、地区担当推進委員、事務局2名とともに現地調査により確認してまいりましたので、結果を報告いたします。

申請地は、議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することが困難と見てまいりました。したがって、農地の現況は、周辺の状況から判断して、申請地目どおり、「山林」として証明書を交付することが妥当であると判断しました。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から4番までの4件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。

こちらの非農地判断については、農地法第30条の規定により、毎年農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、復旧が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。

お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員よりの報告と併せてご参照いただければと思います。以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手をお願いします。1番丹野義基委員お願いします。

1 番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る1月6日に、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査により確認してまいりま

したので、結果を代表して報告します。

番号1番から4番について、現況が山林化しており、いずれも「山林」と判断し、すべて非農地と判断しました。以上、報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和4年度第9号農用地利用集積計画についてを議題といたします。番号1番から25番までについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和4年度第9号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありま

して、番号1番から8番までが、新規の利用権設定、9番から25番までが権利の再設定、契約の更新でございます。

また、番号1番及び2番については、備考欄に解除条件付き、となっております。こちらは、耕作者の法人形態が、農地所有適格法人の要件を満たさない一般社団法人であるため、条件付きでの利用権設定となっております。

また、番号5番につきましては、耕作者の経営面積が、ゼロとなっておりますが、実家が今田にございまして、以前から、実家の未相続の農地を耕作している方であることを、地元農業委員から確認済みであります。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が、市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和4年度第9号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第19回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 1 2 番 中和田 吉 彦

議事録署名委員 1 3 番 目 黒 正 一